

令和6年第9回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月18日(水) 午前9:00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	森 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	
	10番	實 穰二
	11番	政岡 廣子
	12番	柿山 あゆみ
	13番	中 佐奈枝
	14番	谷村 里香

推進委員(3名)

1番	
2番	幸山 真悟
3番	
4番	實村 秀樹
5番	
6番	重 翔太

4. 欠席委員 9番 樺山 哲博

欠席推進委員 1番 琉 将士、3番 常 隆造、5番 東 翼

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(8件)

第2 農地法第5条許可申請について(2件)

第3 現況証明願いについて（2件）

第4 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（1件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主事補 大西 弘祐

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和6年第9回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。先月もですが、今日も台風が当たる予報になっていますが、来週、週末ですか。また台風が当たるような予想がありましたが、それもまた来ないようで幸い徳之島は台風の被害が無い状況でございまして、奄美やら喜界はもの凄いキビの倒伏やら折れたりですね。被害が多数あるということで聞いております。

これから、まだまだ台風シーズンと言われる月になってまいります、もう当たらないことを祈るしか無いと思います。

このままですね。順調良く台風の被害が無くてですね。今年の製糖も無事、年内操業を早く決断して開始していただきたいなというふうに思っております。

また、皆様方におかれましては、本当に日々の農作業なんです、雨が降らない。降らないと言いながら本当にこの何週間かずっとこういう雨が降ってですね。畑の農作業、管理等、牧草の収穫等もできないなかでございしますが、やはり普段のですね。畑に行く途中、牛舎に行く途中、何でもですが少しどうかなと言うことでパトロールがてら、やはりそういう地域のですね。農地の状況をですね。しっかり、日々のこの日誌にですね。ぜひ記載していただきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、本日も3つ、4議案ですか。ございますが皆様方のご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます、終わりとなります。本日は、よろしくをお願いいたします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中13名の委員が出席

しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中3名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、10番委員、12番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の「農地法第3条許可申請」は、1議案8件です。

議案第1号については、受付番号68号から76号は、所有権移転に関する件です。まず、始めに受付番号74号については、9月2日付けで取り下げ願書が提出されましたので、記載しておりません。次に受付番号72号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人は奄美市在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は5,438㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号76号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。

申請農地は大字検福と伊仙の畑で面積は7,415㎡となっています。申請事由は、贈与です。

次に受付番号75号については、譲受人は検福在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は3,079㎡となっています。申請事由は、経営拡張です。

次に受付番号68号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は伊仙在住です。

申請農地は大字伊仙の畑で面積は4,379㎡となっています。申請事由は、贈与です。

次に受付番号69号は、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は阿三在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は656㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号71号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は37㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号70号については、譲受人は馬根在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字馬根の畑で面積は1,659㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号73号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人も崎原在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は9,121㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

受付番号68号から76号については、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、只今の説明に関連して、受付番号72号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8番 農地法第3条許可申請について、72号について、ご説明いたします。先日、5番委員と共に調査した結果、何ら問題無く申請書のとおりでございます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

上の方の2,831㎡は、下永久というところは、土地改良がされていて、境界ははっきりしていて、キビが植え付けられています。

あと、下のマカリ田というところは、2,607㎡のところは、土地改良はされてないんですけど、境界はちゃんとはっきり分かるような土地で問題が無いと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

ここは、またキビが植え付けられています。

5番 72号については、只今、8番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号72号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号72号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号72号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号76号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番 農地法3条許可申請76号について、ご説明いたします。先般、2番委員、1番推進委員と共に調査の結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくをお願いします。なお、現況としましては、上の検福の方の3筆は一枚畑でローズが植えてありました。そして、伊仙の下の3つはジャガイモ予定で更地にしてありました。

2 番 只今、7番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号76号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号76号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号76号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号75号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番 3条の許可申請について、75号について、説明いたします。先般、担当委員3名でですね。調査した結果、何ら問題無いんじゃないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。状況については、今、裸地でジャガイモを予定されております。以上です。

2 番 只今、6番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号75号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号75号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号75号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号68、69、71号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 農地法第3条許可申請68、69、71号について、一括して説明します。
先日、4番委員、3番推進委員、4番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。
現況は、68号については、全てサトウキビです。69号につきましては、耕してあってバレイショ植付け予定です。71号につきましては、バレイショや家庭菜園などに使うとのこと。以上です。

4 番 只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号68、69、71号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号68、69、71号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号68、69、71号は、原案のとおり決定しまし

た。

次に受付番号70号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 農地法第3条許可申請70号について、ご説明します。先日、14番委員と3番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様のご審議よろしくをお願いいたします。現況といたしましては、ジャガイモを予定されてるそうです。以上です。

14番 只今、13番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより受付番号70号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号70号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号70号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号73号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番 農地法3条許可申請73号について、ご説明します。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしく申し上げます。現況といたしましては、3枚ともきれいに畑総されたあとで全て牧草を植え付けてました。

10番 只今、12番委員の説明のとおりです。皆様の審議よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号73号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号73号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号73号は、原案のとおり決定しました。
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。
次に日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の「農地法第5条許可申請」については、1議案2件です。議案第2号、
受付番号3号から4号については、お手元の申請書のとおりで一般住宅建築になります。

受付番号3号について、農地区分といたしましては周辺に住宅や公共施設が連
坦していることから、第3種農地の市街地内農地に該当すると思われるので問題
無いかと思われま。

次に受付番号第4号についても、同じく農地区分といたしましては周辺に小学
校や保育所など公共施設が連坦していることから、第3種農地の市街地区域内農
地に該当すると思われるので問題無いかと思われま。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号3号について担当委員より
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番 9番委員欠席のため、農地法第5条3号について、ご説明いたします。

先般、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりで何の問
題も無いと思われま。皆様方のご審議よろしくお願いま。

また、4号も一緒に説明しま。4号の方も申請書のとおりで何の問題も無い
と思いま。皆様の審議よろしくお願いま。

なお、3号はローズが植えてありま。そして、4号の方は更地の状態であ
りま。

議長 はい、ありがとうございます。それでは3号、4号、一括して、質疑に入りま
すが何かご質問等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号、4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号3号、4号は原案のとおり決定いたしました。これで日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を終了します。次に日程第4議案第3号「現況証明願いについて」を議題に供します。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案2件です。議案第3号について、受付番号4号から受付番号5号については、お手元の資料のとおりです。受付番号4号については、畑から山林への地目変更になります。次に受付番号5号については、畑から宅地への地目変更になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号4号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8 番 現況証明願いについて、4号について、説明いたします。先日、5番委員、2番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無いと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。現況としましては、家があったんですけども、それもう誰も住んでなくて、もう木が生い茂って林みたいになっている状態です。

5 番 4号について、8番委員の説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号4号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号4号について原案のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号4号については、申請書のとおり決定しました。
次に、受付番号5号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番 現況証明願い5号について、ご説明します。先日、10番委員、5番推進委員
と共に調査した結果、住宅が建っており農地ではないことを確認しました。
皆様方のご審議をよろしくをお願いします。

10番 只今、12番委員の説明のとおりです。皆様の審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。受付番号5号について質疑に入りますが、何か
ご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号5号について原案のとおり決定する
ことに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号5号は、申請書のとおり決定しました。
これで日程第4議案第3号「現況証明願いについて」を終了します。
次に日程第5議案第4号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成につ
いて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」は、1議案
1件です。議案第4号について、受付番号3号については、牛舎建築の追認にな
ります。農地区分といたしましては、畑総事業が入ったことでの用途変更になり、
第1種農地の農業用施設等に該当すると思われます。以上で議案の朗読及び説明
を終わります。

議 長 それでは、受付番号3号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説

明をお願いします。

14番 農用地利用計画の変更申請3号について、説明します。先日、13番委員と6番推進委員と共に調査した結果、事務局の説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いします。現況は、牛舎があって、また牛舎を増やす（※増築済み。今回、追認での申請。）ということでした。

13番 只今、14番委員の説明のとおりです。

議長 それでは、受付番号3号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号3号は許可相当ということで意見書を送付したいと思います。

これで日程第5議案第4号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」を終了します。

これで議案は全て終了しました。次にその他入りますが、何かございませんか。皆様方から何かございませんか。よろしいですか。これで総会を終了します。どうもお疲れ様でした。